



レンタルのご案内

●AMSの「機材レンタル」営業時間は月曜～土曜（10:00～19:00）です。日曜・祝祭日・年末年始は定休日となっております。その他 不定期で休業とさせていただきます場合があります。

●初めてのお客様は、レンタルのご案内・利用規約に「同意」の上、「事前登録」が必要です。

●事前登録には、下記の書類・確認が必要です。
1. 「レンタルのご案内」・「利用規約」「事前登録」（法人・団体・個人・個人事業主の同意もしくは捺印があるもの）
2. 法人・団体等の「登記簿謄本」の写し（発行から3ヶ月以内）又は、団体等の「約款」（個人事業主と個人は免除）
3. 「名刺」と「免許証」か「保険証」
以上を、AMS窓口へ提出いただくか、FAX、メール、郵送でお送りください。折り返し確認連絡させていただきます。

●レンタルのお申込は、<http://amshd.work>と関連ページ（以上、本サイトとする）の機材レンタルフォームに必要事項を入力いただき送信するか、AMS窓口で受付けております。電話にて予約する場合は、法人名、お名前、連絡先、使用日、受取り・返却日、レンタル品名、数量、メールアドレス等をAMS担当者にお伝えください。尚、レンタル時には下記の書類・確認が必要です。
1. 「機材レンタルお申込み用紙」（本サイトにて送信済みの場合は必要ありません）
2. 事前登録に対して担当者の所属確認ができるもの（名刺等）
3. ご担当者様、健康保険証・運転免許証等、身分を証明（期限内で住所の記入があるもの）できるものの写し。
※名刺や身分証明書は複写させていただきます。

●長期貸出や高額レンタル品の貸出には、AMS所定の保証金（レンタル品定価の10%）をお預かりさせていただきますのであらかじめご了承ください。

●レンタル代金は、レンタル品貸出時にお支払いください。（遠隔地の場合は発送日前日までに指定口座へお振込み下さい）取引回数に応じて請求書によるお支払いにも対応いたします。

●レンタル品は、0泊1日の場合は、月曜～土曜（10:00～19:00）中に、AMS窓口にてお受取りください。1泊2日以上レンタルは、ご使用日前営業 日の、15:00から19:00の間にお受取りください。

●使用日前日、及び、当日のキャンセルについてはキャンセル料が発生します。（使用日前日はレンタル料金の50%、使用日当日はレンタル料金の100%）キャンセルのご連絡は電話にてお願い申し上げます。

●ご返却は、0泊1日の場合は、月曜～土曜（10:00～19:00）中に、AMS窓口にて返却してください。1泊2日以上レンタルは使用日の翌日、10:00から12:00までに返却してください。運送期間もレンタル期間に含まれますので、遠隔地など返却に時間がかかる場合はご注意ください。

●レンタル品のお取扱いには、十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

●レンタル品につきましては整備、調整の上お貸出致しておりますが、お客様におかれましてもご使用前に十分点検し、故障の有無・欠品をご確認下さい。またレンタル品の種類、数量、貸出日数をご確認の上、所定の書類にサインをお願い申し上げます。

●貸出中に事故（盗難、紛失、破損、異常、故障等）が発生した場合は、すみやかにご連絡下さい。

●レンタル品の故障・誤作動、又は、運送の都合など機材到着の遅延などによる、お客様の業務・作品・素材等の破損について、AMSは一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

●貸出中にレンタル品の破損、故障等が発生した場合は、弊社加入の保険（免責10万円）を適用いたしますが、修理費用、修理期間中の営業補填実費をご負担 いただく場合があります。その他保険が適用できない場合があります。

●民生機、アクセサリ類は保険対象となりません。

●レンタル品について海外保険に加入しておりません。海外でご使用の場合は必ずAMSにお知らせ下さい。

●レンタル価格は予告なしに変更される場合がございます。



利用規約

借受人（以上甲とする）は、奄美メディアステーションホールディングス株式会社（以下乙とする）と乙が所有するレンタル品について、次の通り契約します。

第1条（貸出機材）

- 1.この契約のレンタル品とは、<http://amshd.work>と関連ページ（以上、本サイトとする）に記載するものをいう。レンタル品の賃貸料は料金表に基づき算出した、見積・請求書の金額によるものとする。
- 2.乙は、レンタル品の種類、数量、貸出日数等を、甲がレンタル品を借受けると同時に発行する納品書・受領書に記載する。
3. 甲は受領書に署名し乙に提出する。
- 4.甲は借受るレンタル品に対して責任を持って使用、保管し、使用場所の移動又は質入、転貸譲渡等、乙の所有権を害してはならない。使用場所を日本国外に移動する必要があるときは、乙にその承認を求めなければならない。
- 5.甲は事故（盗難、紛失、破損、異常、故障等）が発生した場合はすみやかに乙に連絡する。
- 6.甲はレンタル品の取扱い上の不注意、天災による事故（盗難、紛失、破損、異常、故障等）で生じた乙の損害（修理費用、営業損害）は甲が保証する。
- 7.甲は、レンタル品の使用前に十分点検し、不都合の有無を確認する。使用中に故障等が生じ、撮影素材や制作物に障害や損害を生じても、その責任や損害について、乙は一切責任を負わないものとする。
- 8.甲は借受るレンタル品について、貸出現状のまま返却するものとする。
- 9.甲が借受るレンタル品につき、第三者から強制執行、仮処分、差押さえ等を受けたときは、本レンタル品が乙の所有であり甲の所有でないことを主張証明し、かつ、これらの事態が発生した場合ただちに乙に通知し、乙の指示に従わなければならない。このために乙が支出した費用はすべて甲が負担する。
- 10.甲は契約使用期限を厳守しなければならない。甲は乙に使用期間の延長を事前に連絡し、乙の承認がある場合はこの限りではない。

第2条（レンタル料金）

- 1.甲は乙の提示したレンタル料金をレンタル品借受時に現金で支払うか、乙の指定口座に振込むものとする。ただし甲乙協議の上、支払い方法を別途定めた場合はこの限りでない。

第3条（保険）

- 1.乙はレンタル品に日本国内に適応される総合動産保険を付与する。ただし免責金額は10万円とし、営業損害費や保険を適用できない費用は甲が負担する。
- 2.盗難・置引、故意による事故、天災による事故、戦争・紛争・騒乱による事故、詐欺・横領、特殊撮影・水中撮影・危険な場所での安全不備及び不注意による事故、10万円以下の損傷、民生機、アクセサリ類については保険の適用外とする。
- 3.レンタル品を海外で使用する場合、甲は乙の指定する金額の総合動産保険に甲の責任を持って加入する。

第4条（契約解除）

- 1.甲が以下の項目に該当する時は、借受レンタル品を直ちに乙に返却する。
- 2.本契約のいずれかに違反した場合。
- 3.強制執行、仮処分、仮差押えを受けた場合。
- 4.甲の信用状況が著しく低下したと判断された場合。
- 5.支払状況に関して規約と違った場合。

奄美メディアステーションホールディングス株式会社
レンタルのご案内・利用規約に同意します。

平成 年 月 日

署名

住所

レンタルのご案内、利用規約をご確認の上、すべての項目にご記入ください。

申込者形態	<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> 個人事業主	<input type="checkbox"/> 個人
フリガナ				
法人名				社印
	※「個人」以外は必ず明記してください。			
フリガナ				
代表者名				印
	※「個人」は氏名を明記してください。			
フリガナ				
住所	〒			

電話		FAX		
URL				
事業内容	<input type="checkbox"/> 番組制作	<input type="checkbox"/> CM制作	<input type="checkbox"/> 企業VP制作	<input type="checkbox"/> ミュージックビデオ
	<input type="checkbox"/> ブライダル映像制作	<input type="checkbox"/> 映画制作	<input type="checkbox"/> 技術会社	
	<input type="checkbox"/> ポストプロダクション	<input type="checkbox"/> イベント撮影	<input type="checkbox"/> WEB動画制作	<input type="checkbox"/> その他

フリガナ		フリガナ	
担当者		部署・役職	
電話		携帯電話	
Mail			